

事務事業	113	みどりの保全					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	04	うるおいのあるみどりのまちづくり					
施策	01	みどりと水の豊かなまちづくり					
事業内容							
目的	既存の貴重な樹木や樹林を保全し、良質な景観と文化や歴史のあふれるまちを実現することを目的とします。						
対象・手段	対象：区内の樹木・樹林等 手段：区内にある大木や樹林を保護樹木等に指定し、これらの貴重な樹木を保護します。また、建替えなどによって不要となった樹木をグリーンバンクで預かり、必要な区民に提供します。						
成果(事業が意図する成果)							
区内にある貴重な大木や樹林が保護、保全されることにより、歴史や文化を感じるみどり豊かな都市が実現します。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
保護樹木の指定本数	当該年度末における保護樹木の指定本数	(平成19年度) 年度に (1250本) の水準達成					
グリーンバンクの利用件数	グリーンバンクにおける樹木の引取及び提供の合計件数	(平成19年度) 年度に (140件) の水準達成					
		() 年度に () の水準達成					
成果の達成状況							
	単位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備考	
事業成果指標	目標値1	本	1,250.00	1,250.00	1,250.00	1,250.00	
	実績1	本	1,030.00	1,021.00	1,014.00	1,026.00	
	= /	%	82.40	81.68	81.12	82.08	
	目標値2	件	140.00	140.00	140.00	140.00	
	実績2	件	80.00	85.00	108.00	129.00	
	= /	%	57.14	60.71	77.14	92.14	
	目標値3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成18年度	保護樹木等の指定状況：樹木 = 1,014本(264件) 樹林 = 90,618㎡(38件) 生垣 = 1,231m(45件) グリーンバンク事業の実施：引取10件、提供13件						
平成19年度	保護樹木等の指定状況：樹木 = 1,026本(267件) 樹林 = 90,618㎡(38件) 生垣 = 1,203m(44件) グリーンバンク事業の実施：引取14件、提供7件						

部名称		みどり土木部		課名称		みどり公園課	
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
トータルコスト	事業費	千円	7,083	7,208	7,709	9,320	
	人件費	千円	10,006	10,006	9,936	9,912	
	事務費	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等	千円	0	0	0	0	
	総計 = + + +	千円	17,089	17,214	17,645	19,232	
	受益者負担	千円	0	0	0	0	
	純計 = -	千円	17,089	17,214	17,645	19,232	
	受益者負担率 /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源 = -	千円	17,089	17,214	17,645	19,232	
	特定財源		0	0	0	0	
	一般財源投入率 /	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	1.20	1.20	1.20	1.20	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
<p>新たな保護樹木の指定をいかに増やしていくかということと併せて、所有者の樹木の維持管理にかかる負担を和らげる区の支援策の検討が必要です。また、開発等で樹木が伐られてしまうことを阻止する制度作りが課題です。</p> <p>グリーンバンクでは、より地域の人が利用しやすい条件づくりが必要です。</p>							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	保護樹木等では19年度は指定の働きかけの強化等により3年ぶりに指定が解除を上回り、指定件数は増加に転じました。目標では82.2%を達成しました。グリーンバンクの利用件数は決して多くはありませんが着実に利用され、目標では92%を達成しました。				
	実施の成果	3	平成19年度末の保護樹木指定は1026本です。保護指定によって建築行為で残る事例もあり、既存樹を守る方策として効果があります。また、グリーンバンクの利用件数は多くはありませんが着実に利用されています。				
	効率性	3	新宿区で民有地の既存樹木を保存することは容易ではありません。このような中で、みどりを保全するための保護樹木の区による維持管理費の一部助成やグリーンバンク制度は、費用対効果から見て効率的に行われています。				
	行政の関与	3	区のみどりの5割以上は民有地にあるため、みどり豊かな都市を形成するために、区が民有地の貴重な樹木を保護樹木と位置付け維持管理の支援を行うことは必要です。また、区がグリーンバンクを設置し、不要樹木の有効利用を図ることは妥当です。				
	妥当性	2	区民の関心の高い、既存樹木を残すために、保護樹木の指定本数を目標とすること、また、グリーンバンクの利用件数を目標とすることは適切です。				
	施策寄与度	3	この3年間で保護樹木は指定、解除の結果として総本数を2本減じ、グリーンバンクの利用は49件でしたが、民有地の貴重な樹木が、建築行為等で減少する中で、保護樹木やグリーンバンク制度は既存樹木を保全するための方策として施策に大いに寄与しました。				
総合評価	平成19年度の評価をBとします。その理由は、区職員が行う樹木所有者への指定の働きかけを強化し、また、平成18年度から、区が保護樹木の診断や緊急時の剪定等の新たな支援を開始しており、この結果、3年ぶりに指定が解除を上回り、指定総本数を12本増やしたからです。						B
	また、過去3年間の実績はBと評価します。3年間で指定を進め、解除もありましたが結果として保護樹木総数をほぼ維持し、みどりを守る有効な方策として寄与しています。						過年度評価 18年度 B 17年度 D 16年度 B 15年度
改革方針	この事業は今ある貴重な樹木を守る有効な施策であるため、第一次実行計画「59樹木、樹林等の保護」、経常事業の「みどりのリサイクル」に引継いで取り組んでいきます。引き続き、区職員による保護樹木の指定の働きかけの強化を図ります。保護樹木の緊急時の区の維持管理支援規模の拡大や移植支援について検討します。また、地区計画等の制度を活用したみどりの保全策、保護樹木の落葉の区による回収、地域毎のグリーンバンクの確保を検討します。						方向性 2 手段改善